

A氏に対する住民基本台帳法上の取扱い

1. 【疑義の概要】

新橋市営住宅 1 期●●●号室の A 氏について、住民票上は、左記住所に居住していることとなっているが、実態としては守口市に住む娘の住居にて生活の大半を送っているのではないかという情報が入ったため、住民基本台帳法に規定される当人の住所の取扱いについて疑義が生じた。

2. 【疑義に対する調査】

住民基本台帳法第 3 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、●●●号室の実態を把握すべく、住宅管理者である都市政策課（当時、営繕住宅課）に対し住戸内の実態調査の依頼を行うとともに、当該調査の結果を踏まえ、A 氏に対するヒアリング調査を実施。

（経 過）

- 平成 29 年 3 月 28 日 営繕住宅課に対し調査依頼
- 平成 29 年 4 月 6 日 都市政策課（旧営繕住宅課）が住戸内の実態調査を実施
- 平成 29 年 4 月 11 日 都市政策課から調査結果の報告
- 平成 29 年 4 月 14 日 市民課が A 氏に対してヒアリングを実施

3. 【調査結果】

①都市政策課の調査結果

- ・水道、電気メーターの数値が前回記録時よりも増加
- ・玄関に表札
- ・キッチンにガスコンロと鍋、冷蔵庫、電子レンジ、ダイニングに薄型テレビとカーペット、居間にローテーブルとカーペット、押入れに布団とガスファンヒーターの存在を確認

②市民課のヒアリング調査結果

- ・食事は自炊せず、住宅 1 階にあるイズミヤで必要なものを購入し食べている。
- ・洗濯はまとめて守口に住む娘の家でお願いしており、洗濯後の服を一定量新橋住宅に持ち帰っている。
- ・風呂は新橋住宅では沸かさず、必要に応じて守口の娘の家で入っている。
- ・新橋住宅での寝泊りは、週の内 3～4 日という状況。
- ・生活の本拠は門真市の新橋住宅と考えている。

4. 【調査結果に基づく判断】

①判断基準

「住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を統合して決定する。」（住民基本台帳法事務処理要領 P. 15）

②判断材料

「客観的居住の事実」

- ・ A氏が生活をする上で最低限必要と思われる家財道具が備わっていること。
- ・ ガス、水道、電気消費量とヒアリングによる生活実態との一致。
- ・ 市民としての義務（国民健康保険・介護保険・税金）の履行状況
- ・ 活動エリアの大半が門真市であること。（門真小学校を中心とする）
- ・ 詳細調査（毎日朝晩のメーター調査）期間（4月18日～25日）の1週間の内、4/19（水）・4/22（土）・4/23（日）・4/24（月）・4/25（火）は、夜間に部屋の電気がついていることを確認、また、4/19（水）・4/21（金）・4/22（土）・4/23（日）は、ベランダにシーツや数点の服が干されていることを確認した。

「当該居住者の主観的居留意思」

- ・ 100%新橋市営住宅にあると考えていること。

③法律相談（4月18日 パーク総合法律事務所 谷村 慎哉 弁護士）

- ・ 現時点において不現住と断定することは困難
- ・ 最終的な判断をするにはしばらくの間ライフラインの使用状況等を注視すべき

④判断結果

上記判断基準及び判断材料（「客観的居住の事実」及び「当該居住者の主観的居留意思」）並びに法律相談におけるアドバイスをを用い総合的に判断すると、新橋市営住宅に一定の生活実態があることが確認でき、当該場所に生活の本拠を置いていると考える妥当性は高いことから、現時点では不現住として催告並びに職権消除を行うことはできないと考える。